

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）の主な内容

（平成25年8月6日 基本方針の概ねの案として内閣府が提示）

第1 子ども・子育て支援の意義に関する事項

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充を図ることが必要。また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

第2 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

- 1 幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方
 - (1) 市町村は子ども・子育て支援新制度の実施主体である。
 - (2) 都道府県は広域性と専門性を有する立場から、市町村を支援する。
 - (3) 子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼である。
- 2 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働
行政機関同士、行政機関と事業者間、事業者間の連携・協働の体制を整備する。

第3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項（事業計画作成指針）

- 1 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
地域の子育てについてのニーズを調査し「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成する。
- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する記載事項
【基本的（必須）記載事項】
 - (1) 教育・保育提供区域の設定（小中学校区、行政区など）
 - (2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育（*）の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - * 幼稚園、保育所、認定こども園、事業所内保育事業など
 - ア 幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準・必要利用定員総数）
 - イ 幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

計画のイメージ 3ページ

- (3) 地域子ども・子育て支援事業（*）の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - * 放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、地域子育て支援拠点事業など
 - ア 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌標準）
 - イ 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

計画のイメージ 4ページ

- (4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- ア 認定こども園の設置、その普及に係る考え方
- イ 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域子育て支援の役割及びその推進方策
- ウ 幼保小の連携の推進（0歳～2歳、3歳～5歳に係る取組の連携）

3 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- (1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、情報提供や各種事業の整備について
- (2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
児童虐待防止対策の充実、母子父子家庭の自立支援の推進等について
- (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図れるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
ワーク・ライフ・バランスについての啓発・広報活動等について。

4 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

5 都道府県子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

6 その他

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の作成は、必要量の見込み及び確保方策を平成26年9月中に取りまとめ、計画を平成26年度中に作成する。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画は、地方版子ども・子育て会議等において毎年度点検・評価、公表する。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画に定めた量の見込みと実際の状況に乖離がある場合等は、中間年を目安として計画を見直す。

第4 子どもに関する専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

市町村は、要保護児童や障害児等を含めた地域の子ども・子育て家庭全体を対象とした子ども・子育て支援の基盤整備を行う。

第5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

子ども・子育て支援施策の充実と「働き方の改革」による仕事と生活の調和を早期に実現する必要がある。このため、国はワーク・ライフ・バランス推進のため各施策を推進する。

第6 その他

市町村は、子ども・子育て支援事業計画等への子育て当事者等の意見の反映をはじめ、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに、計画を定期的に点検・評価し、必要に応じて改善を促すため、「地方版子ども・子育て会議」の設置に努める。

2-2 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設（※1）及び地域型保育事業（※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

- ・ 教育・保育施設（※1）、地域型保育事業（※2）の別に設定。

※ 保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

（イメージ）

	1年目			2年目			3年目		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み（必要利用定員総数）	300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 （教育・保育施設）		80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業（※2）		20人			30人			50人
②-①	0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

※0-2歳・保育の必要性なしの子どもに関しては、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業等の利用希望を把握し、確保の内容及び実施時期を計画に記載。（地域子ども・子育て支援事業。P9、10参照）

※当分の間、上記に加え、市町村又は都道府県が財政支援等を行っている認可外保育施設等による提供体制の確保について記載することも可能。

3-2 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。

(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②確保の内容	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)	3000人(10 か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20 か所)	800人(20 か所)	800人(20 か所)
②確保の内容	600人(16 か所)	700人(18 か所)	800人(20 か所)
②-①	▲200人(4 か所)	▲100人(2 か所)	0

■
■
■ ※事業ごとに記載。

○放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。